







一〇印は、各種に掲げる環境要素が影響要因の区分の項に掲げる各要素により影響を受けるものであることを示す。  
二の表に掲げる影響要因の区分は、次に掲げる一般的な事業の内容を踏まえて区分したものである。

イ 道路事業

- (1) 舗装の構造が、地表式、掘削式又は高上式であること。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 道路の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である道路が存在し、かつ、当該道路上を車両が走行すること。

ロ ダム事業

- (1) 転流工、堤体基礎掘削工、基礎処理工、堤体工、洪水仕上、放流設備工及び管理用設備工事等のダムの建設の工事を行うこと。
- (2) ダムの建設の材料となる原土を採取する原土の採取の工事を行うこと。
- (3) 骨材フット、マシナリー製造設備、運搬設備及び洪水処理設備等の施設設備並びに掘削工、工事用資材、骨材等を運搬するための工事用の道路を設置する施設設備及び工事用道路の設置の工事を行うこと。
- (4) 既存の道路の機能を確保するために必要となる浸透設置する道路の付帯の工事を行うこと。
- (5) ダムの堤体、道路等の施設、原石山の跡地、建設発生土処理場の跡地及び貯水池が存在すること。
- (6) 当該ダムを流水の貯留又は取水の用に供すること。

ハ 堰事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰を設置する堰の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する護岸の工事を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんちゅうを行う掘削の工事を行うこと。
- (4) 堰、護岸等の施設及び湛水区域が存在すること。
- (5) 当該堰を流水の貯留又は取水の用に供すること。

ニ 湖沼水位調節施設建設事業

- (1) 盛土等を行い、堤防を設置する堤防の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、水門を設置する水門の工事を行うこと。
- (3) 土砂等の掘削及びしゅんちゅうを行うしゅんちゅうの工事を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。

ホ 放水路事業

- (1) 土砂等の掘削を行い、堰や水門等を設置する洪水を分流させる施設の工事を行うこと。
- (2) 土砂等の掘削を行い、護岸を設置する掘削の工事を行うこと。
- (3) 盛土等を行い、堤防を設置する堤防の工事を行うこと。
- (4) 堤防や洪水を分流させる施設を含む放水路が存在すること。
- (5) 当該放水路を洪水調節の用に供すること。

ヘ 鉄道建設事業

- (1) 鉄道施設の構造が、地表式、掘削式又は高上式であること。
- (2) 鉄道施設の構造の種類に応じた建設機械を用いて工事を行うこと。
- (3) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (4) 必要に応じて、既存の工作物を除去すること。
- (5) 工事の完了後、当該事業の目的である鉄道施設が存在し、かつ、当該軌道上を列車が走行すること。

ト 最終処分場設置事業

- (1) 最終処分場の種類は一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の管理型最終処分場であること。
- (2) 立地の形式は陸上埋立てであること。
- (3) 準備工事として造成区域の整地を行い、埋立地の造成切土工を主体として行うこと。また、主要施設及び附属設備の設置工事に伴い、資材等の搬入、建設事に伴う副産物の搬出等を道路を経由して行うこと。
- (4) 工作物として、構築物の他の貯留構築物、地下水養水設備、進水門、雨水養水設備、保水水等集排水設備、浸出液処理設備、通気管等の他の主要施設及び搬入管理設備、モダリング設備、管理棟、管理道路、搬入通路、土壌改良防止設備、防炎設備その他の附属設備を有すること。
- (5) 埋立てを行う廃棄物は、公報性有機物（ラジウムを除く）を含むこと。
- (6) 埋立てを行う廃棄物を道路を経由して搬入し、埋立供用貯留田を埋立を行うこと。

チ 公有水面埋立事業

- (1) 建設機械又は作業船を使用して、堤防及び護岸の築造を行うこと。
- (2) 道路を経由し又は船舶を利用して資材等の搬入を行い、及び当該敷かれた資材等を使用して土地の造成を行うこと。
- (3) 土地区画整理事業及び住宅団地造成事業

リ 土地区画整理事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となつて整備される緑地の立地並びに利用の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車を用いられること。

又 レクリエーション施設建設事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が公園、運動施設、遊戯施設、休養施設、教養施設及びこれらと一体となつて整備される緑地の立地並びに利用の用に供されること。
- (4) 施設の利用には自動車を用いられること。

ル 工場事業場用地造成事業

- (1) 建設機械を稼働し、造成工事を行うこと。
- (2) 車両より、工事に伴う資材及び機械の運搬を行うこと。
- (3) 工事の完了後、敷地が工場又は事業場及びこれらに隣接する緑地、道路その他の施設の立地並びに工場等における事業活動の用に供されること。

ラ 車両等による製品の運搬を行うこと。

ロ 土石の採取事業 (1) 土石の採取の方法は露大掘削とすること。  
(2) 準備事業として造成区域において樹木の伐採及び除根並びに素土の除去を行うこと。  
(3) 土地又は工作物として土石の採取、保管、移及搬出その他の作業を行うに発生する塵埃及び排水の処理並びに土石の採取その他の作業を行うに発生する汚濁の防止のための措置は、掘削等を行うこと。  
(4) 車両等による土石の運搬を行うこと。

ヲ 風力発電所設置事業

(1) 工事用資材の搬出入として、建築物、工作物等の建築等に必要となる資材の搬出入、工事関係者の通勤、残土、伐採樹木、廃材の搬出を行うこと。  
(2) 建設機材の移転として、建築物、工作物等の設置工事（既設工作物の撤去又は廃棄を含む。）を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削を含む。  
(3) 造成等の施すとして、樹木の伐採等、掘削、地盤改良、盛土等による敷地、搬入道路の造成、整地を行うこと。なお、海域に設置される場合は、海底の掘削等を含む。  
(4) 地形改変及び施設の有無によって、地形改変等を実施し建設された風力発電所を有すること。なお、海域に設置される場合は、海域における地形改変を伴う。  
(5) 施設の種類として、風力発電の運転を行うこと。  
三 この表において、粉じん等とは、粉じん、ばいじん及び自動車の走行又は建設機械の稼動に伴い発生する粒子状物質をいふ。  
四 この表において、重要な地形及び地層とは、重要な種及び重要な群落とは、それぞれ学術上又は希少性の観点から重要なものをいふ。  
五 この表において、注目すべき生息地とは、学術上又は希少性の観点から重要な生息地又は地域の象徴であることその他の理由により注目すべき生息地をいふ。  
六 この表において、主要な眺望点とは、不特定かつ多数の者が利用している景観資源を眺望する場所をいふ。  
七 この表において、主要な眺望景観とは、主要な眺望点から景観資源を眺望する景観をいふ。  
八 この表において、主要な回廊種とは、不特定かつ多数の者が日常的に利用している場としての身のまわりの景観をいふ。  
九 この表において、主要な人と自然の触れ合いの活動の場とは、不特定かつ多数の者が利用している人と自然との触れ合いの活動の場をいふ。  
十 この表において、切土等とは、切土をする工事その他の相当量の建築発生土又は汚泥を発生させる工事を行うこと。  
十一 この表において、工事発生土等とは、工事の作業に必要な区域において設置される区域をいふ。  
十二 この表において、休憩所とは、自動車専用道路に設置される休憩所（公衆トイレを含む。）をいふ。